

答申第 1164 号

諮問第 1823 号

件名：解体跡地所有者とのやり取りの記録等の不開示（不存在）決定に関する件

## 答 申

### 1 審査会の結論

愛知県知事（以下「知事」という。）が、別表に掲げる開示請求に係る行政文書（以下「本件請求対象文書」という。）について、不存在を理由に不開示としたことは妥当である。

### 2 審査請求の内容

#### （1）審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、審査請求人が愛知県情報公開条例（平成 12 年愛知県条例第 19 号。以下「条例」という。）に基づき令和 5 年 12 月 20 日及び令和 6 年 2 月 8 日付けで行った開示請求に対し、知事が同年 2 月 2 日及び同月 22 日付けで行った不開示決定の取消しを求めるというものである。

#### （2）審査請求の理由（略）

### 3 本件審査請求の併合について

審査請求人は、4 件の不開示決定に対しそれぞれ審査請求を提起しているが、これらの審査請求は、請求内容が同一の対象事案に係るもので共通する内容が含まれており、同様の不開示理由により不開示決定をしたもので、審査請求の趣旨及び理由も類似であることから、審査請求に係る審理の促進及び手続きの効率化のため、実施機関は、これら 4 件の審査請求を併合することとした。

### 4 実施機関の主張要旨

実施機関の弁明書における主張は、おおむね次のとおりである。

#### （1）本件請求対象文書について

別表の 1 欄に掲げる請求 1（以下「請求 1」という。同欄に掲げる請求 2 以下も同様とする。）の請求対象文書は、開示請求書の内容から、愛知県海部県民事務所環境保全課（以下「環境保全課」という。）が保有する特定年月日 A 及び特定年月日 B の特定事業所解体跡地の立入検査（以下「解体跡地立入検査」という。）の記録及び写真、これらの立入検査の実施に際して作成した同跡地所有者（以下「所有者」という。）とのやり取りの

記録、その他解体跡地立入検査に関連する文書であると解した。

請求 2 の請求対象文書は、環境保全課が保有する特定事業所の解体跡地立入検査の記録及び写真、特定事業所解体跡地に係る同課と所有者とのやり取りの記録、同課の担当者の通報者に対する言動の根拠となる文書等であると解した。

請求 3 の請求対象文書は、環境保全課が保有する特定事業所の解体工事を行った解体業者等に対して実施した特定年月 C の立入検査時に確認した資料等の写真、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「廃掃法」という。）に係る書類の確認記録であると解した。

請求 4 の請求対象文書については、開示請求書の記載内容及び審査請求人のこれまでの行政文書開示請求の内容から、環境局資源循環推進課（以下「資源課」という。）が保有するアスベストを含んだ建設廃棄物が発生する解体工事に係る検査マニュアル及び関連する行政文書であると解した。

## （2）本件請求対象文書の存否について

### ア 一連の立入検査における文書の作成状況について

#### （ア）特定年月日 A の立入検査について

本件立入検査は、建築物解体時のアスベストについての苦情があったことに伴い行ったものであり、大気汚染防止法（昭和 43 年法律第 97 号。以下「大防法」という。）に基づくものである。当時、建築物は既に解体されていたが、解体後の状況確認を行った。立入検査の際には、立入検査結果記録を作成することが通常であるから、本件でも立入検査結果記録を作成している。

一方、建築物等の解体等工事のアスベスト規制について定める大防法では、土地の持ち主に適用されるアスベスト規制に関する法的義務付けはないこと、聞き取りをする必要もなかったことから、本件立入検査時に、土地の持ち主への聞き取りを行っておらず、聞き取りに係る記録は作成していない。

#### （イ）特定年月 C の立入検査について

本件立入検査は、大防法に基づき、特定事業所の解体工事を行った解体業者への検査を行ったものである。

立入検査では、必要に応じて写真撮影を行うことはあるが、本件の立入検査においては、解体業者の事務所での書類確認のみであったため、環境保全課の担当者は、写真撮影を行う必要ないと判断し、写真は撮影していない。

#### （ウ）特定年月日 B の立入検査について

本件立入検査は、廃掃法第 19 条第 1 項に基づくものであり、産業廃棄物の適正な処理を確保することを目的として実施するものである。

前記（ア）と同様、本件立入検査の際にも、立入検査結果記録を作成している。

廃掃法に基づく立入検査では、必要に応じて所有者等の関係者に聞き取りを行うことはあるが、本件の立入検査においては、廃棄物の残置が確認されなかつたため、環境保全課の担当者は、所有者等の関係者に質問をする必要がないと判断し、聞き取りを行つておらず、聞き取りに係る記録は作成していない。

イ 請求1について

特定年月日A及び特定年月日Bの立入検査については、前記ア(ア)及び(ウ)のとおり、解体跡地立入検査における立入検査結果記録を作成しており、それらは別途開示決定及び一部開示決定を実施しているが、それ以外の文書は作成していない。

よつて、請求1に係る請求対象文書のうち、別途開示決定等を実施した文書以外の文書については管理していないため、不存在により不開示決定をしたものである。

ウ 請求2について

請求2のうち、「立入調査・立入検査記録全て・記録写真全部」とされる部分については、解体跡地立入検査の記録及び写真の開示を求めるものであると解されることから、別途開示決定及び一部開示決定を実施している。

しかし、それ以外の文書については、請求者が主張している環境保全課が行つたとされる対応について、実際に環境保全課が行つた記録等はなく、それらの根拠となる文書も存在しない。

よつて、請求2に係る請求対象文書のうち、別途開示決定等を実施した文書以外の文書については管理していないため、不存在により不開示決定をしたものである。

エ 請求3について

立入検査時には、必要に応じて写真撮影を行うものであるが、特定年月Cに実施した特定事業所の解体工事を行つた解体業者への立入検査においては、前記ア(イ)のとおり、写真は撮影していない。

また、大防法に基づいた立入検査であったため、廃掃法に係る書類の確認は実施しておらず、これらの請求対象文書は存在しない。

加えて、一連の立入検査では、解体業者以外の者への資料の確認等は行つていない。

よつて、請求3に係る請求対象文書を管理していないため、不存在により不開示決定をしたものである。

オ 請求4について

資源課及び環境保全課は、内規である「産業廃棄物の適正処理に係る

立入検査マニュアル」により、廃掃法第19条第1項に基づく適正な立入検査を行っており、個別にアスベストを含んだ建設廃棄物が発生する解体工事に係る検査マニュアルを作成する必要性がないため、アスベストを含んだ建設廃棄物が発生する解体工事に係る検査マニュアルは作成していない。

よって、請求4に係る請求対象文書を管理していないため、不存在により不開示決定をしたものである。

カ なお、いずれの請求においても、その他本件土地に関連する文書を探索したが、本件土地に関連する不法投棄の指導歴等もなく、関連する文書はなかった。

## 5 審査会の判断

### (1) 本件請求対象文書について

行政文書開示請求書の内容を基本として、実施機関が作成した弁明書の内容も踏まえると、本件請求対象文書は、以下のとおりと解される。

ア 請求1は、解体跡地立入検査の実施に際して作成した所有者とのやり取りの記録、その他解体跡地立入検査に関連する文書であって、別途開示決定及び一部開示決定がなされた立入検査結果記録及び現場写真を除くものの開示を求めるものである。

イ 請求2は、請求1と同様の文書のほか、環境保全課職員による特定事業所解体跡地の敷地内への立ち入り等が認められていない根拠となる行政文書及び当該解体跡地の所有者による「海部県民事務所がアスベストは無いと認定してくれている、今後は開発自由」との発言内容の根拠となる文書等の開示を求めるものである。

ウ 請求3は、特定年月Cに特定事業所の解体工事を行った解体業者等に対して環境保全課が実施した立入検査時に撮影した写真や、その際の廃掃法に係る書類の確認記録等の開示を求めるものである。

エ 請求4は、アスベストを含んだ建設廃棄物が発生する解体工事に係るマニュアル及び関連する行政文書であって、特定事業所解体跡地の敷地内への立ち入りを伴わない検査を行うと示すもの及び道路から眺めるだけで特定事業所解体跡地の敷地内へ立ち入らず石綿検査もせずに石綿含有建材は確認できないと認定できる根拠となるもの等の開示を求めるものである。

### (2) 本件請求対象文書の存否について

#### ア 請求1について

当審査会において実施機関に確認したところ、特定年月日Aの立入検査については、解体作業中のアスベストの飛散に関する苦情を受けて大防法に基づき実施したものであるが、実際に現場を確認したところ既に

解体工事は完了していたとのことである。

また、特定年月日 B の立入検査については、石綿含有産業廃棄物等の不法投棄の有無について確認するため、廃掃法に基づき実施したものであるが、現場を確認したところ解体建材などの残置は認められず、不法投棄がされた様子は確認できなかったとのことである。

そのため、関係者への聞き取りや敷地内への立ち入り等といった追加の対応を行う必要はないと判断したことから、請求 1 の内容に合致する行政文書は作成又は取得していないとのことである。

#### イ 請求 2 について

請求 2 のうち請求 1 と同様の文書の開示を求める部分については、前記アに記載のとおりである。

当審査会において実施機関から説明を聴取したところ、請求 2 のうち環境保全課職員による特定事業所解体跡地の敷地内への立ち入り等が認められていない根拠となる行政文書は存在せず、本件については敷地内への立ち入り等を行う必要はないと判断したものであるが、通常、敷地外から見て不法投棄の疑いが確認された場合には、敷地内への立ち入りを行うこともあるとのことである。

また、請求 2 のうち特定事業所解体跡地の所有者による発言内容の根拠となる文書等については、環境保全課が当該解体跡地の所有者が発言したような対応を行ったとする記録等は存在せず、その根拠となる文書も存在しないとのことである。

よって、請求 2 の内容に合致する行政文書は作成又は取得していないとのことである。

#### ウ 請求 3 について

当審査会において実施機関に確認したところ、特定年月 C に実施した特定事業所の解体工事を行った解体業者への立入検査については、解体作業中のアスベストの飛散に関する苦情を受けて、解体工事が完了した後ではあるものの、解体に際してのアスベストの調査や解体時の飛散防止といった必要な措置の実施状況や関係書類が適切に保管されているか等の確認を行うために大防法に基づき行ったものとのことである。

そして、その際、撮影の必要がなかったことから写真撮影はしておらず、大防法に基づく立入検査のため、廃掃法に係る書類の確認は実施していないことから、請求 3 の内容に合致する行政文書は作成又は取得していないとのことである。

#### エ 請求 4 について

実施機関によれば、資源課及び環境保全課は、産業廃棄物の適正処理に係る立入検査マニュアルにより、廃掃法第 19 条第 1 項に基づく適正な立入検査を行っており、個別にアスベストを含んだ建設廃棄物が発生す

る解体工事に係る検査マニュアル等を作成する必要はないことから、特定事業所解体跡地の敷地内への立ち入りを伴わない検査を行うと示したり、道路から眺めるだけで当該解体跡地の敷地内へ立ち入らず石綿検査もせずに石綿含有建材は確認できないと認定できる根拠となるマニュアルといった請求 4 の内容に合致する行政文書は作成又は取得していないとのことである。

オ これらのことからすれば、本件請求対象文書の存在をうかがわせる事情は認められず、本件請求対象文書を作成又は取得していないとする実施機関の説明に、特段不自然、不合理な点は認められない。

(3) 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張については、当審査会の判断に影響を及ぼすものではない。

(4) まとめ

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

別表

請求1	特定事業所解体跡地についての産業廃棄物不法投棄通報に係る特定年月日A及び特定年月日B付けの ・土地持ち主に通報があった説明及び立ち入りについての説明した やりとり（電話含む） ほか
請求2	・特定の不法投棄通報場所の土地持ち主からの聴き取り調査記録・ 検査データ・メモ等一切 ・不法投棄発見通報場所への立入・立会がなぜ認められていないの か、その根拠となる行政文書 ・アスベストは無いと認定してくれている、今後は開発自由、それ らを認める行政文書
請求3	通報で行かれた解体業者等立入調査記録を以下について総て ・特定事業所石綿事前調査書・発注者への書面での説明した記録に について、立入調査時に写真撮影した記録総て ほか
請求4	・海部県民事務所職員が、特定事業所の北側40m先から眺めるだけ で通報投棄発見場所に立ち入りを伴わない検査をすると示すマニュ アル・行政文書 ・道路から眺めるだけで、持ち掃りもせず石綿検査もせずに石綿含 有量建材は確認できないと認定できる根拠となる行政文書

(審査会の処理経過)

年 月 日	内 容
7. 1. 24	諮詢（弁明書の写しを添付）
7. 2. 28	審査請求人からの反論書の写しを実施機関から受理
7. 3. 31	審査請求人からの反論書の写しを実施機関から受理
7. 8. 25 (第712回審査会)	実施機関職員から不開示理由等を聴取
同 日	審議
7. 10. 23 (第714回審査会)	審議
7. 11. 26	答申